

# 山梨県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 24 日制定

令和 2 年 6 月 12 日改定

山梨県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、組合長が策定した特定事業主行動計画です。

## 1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、管理職の職員が、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行います。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、本組合の女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。その課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

- ① 令和 2 年度までに、課長補佐相当職以上の職員に対する女性職員の割合を、10% 以上にします。
- ② 令和 2 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 27 年の実績（32.5%）から 3 割以上引き上げ、43%以上にします。

## 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

なお、この取組は、本組合の女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

- ① 平成 28 年度から女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。
- ② 平成 28 年度から年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図ります。
- ③ 平成 28 年度からワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施します。